# 社会保障審議会生活保護基準部会（第15回）

平成25年11月22日（金）15時～17 時
於：中央合同庁舎５号館共用第８会議室

＜ 議 事 次 第 ＞

１．　開会

２．　議事

（１）生業扶助及び一時扶助について

（２）その他

３．　閉会

［配布資料］

資　料　１　第１４回部会における委員の依頼資料

資　料　２　生業扶助及び一時扶助について

資　料　３　岡部委員提出資料

資　料　４　住宅扶助について

参 考 資 料　生活保護の動向（速報）【平成２５年８月分】

| 第15回社会保障審議会生活保護基準部会 | |
|---|---|
| 平成25年11月22日 | 資　料　1 |

# 第１４回部会における委員の依頼資料

平成25年11月22日

厚生労働省社会・援護局保護課

# 平成25年8月施行の生活扶助基準改定に伴う審査請求の提起件数

平成２５年８月１日施行の生活扶助基準の改定に伴う被保護者からの審査請求の提起件数は、同年９月末現在で全国で１万６５４件となっている。

| | 自治体 | 件数 |
|---|---|---|
| | 全国 | 10,654 |
| 1 | 北海道 | 1,395 |
| 2 | 青森県 | 224 |
| 3 | 岩手県 | 25 |
| 4 | 宮城県 | 96 |
| 5 | 秋田県 | 246 |
| 6 | 山形県 | 35 |
| 7 | 福島県 | 104 |
| 8 | 茨城県 | 93 |
| 9 | 栃木県 | 3 |
| 10 | 群馬県 | 31 |
| 11 | 埼玉県 | 369 |
| 12 | 千葉県 | 202 |
| 13 | 東京都 | 822 |
| 14 | 神奈川県 | 197 |
| 15 | 新潟県 | 326 |

| | 自治体 | 件数 |
|---|---|---|
| 16 | 富山県 | 4 |
| 17 | 石川県 | 81 |
| 18 | 福井県 | 19 |
| 19 | 山梨県 | 17 |
| 20 | 長野県 | 70 |
| 21 | 岐阜県 | 38 |
| 22 | 静岡県 | 168 |
| 23 | 愛知県 | 302 |
| 24 | 三重県 | 67 |
| 25 | 滋賀県 | 32 |
| 26 | 京都府 | 559 |
| 27 | 大阪府 | 1,784 |
| 28 | 兵庫県 | 299 |
| 29 | 奈良県 | 55 |
| 30 | 和歌山県 | 19 |
| 31 | 鳥取県 | 50 |

| | 自治体 | 件数 |
|---|---|---|
| 32 | 島根県 | 3 |
| 33 | 岡山県 | 291 |
| 34 | 広島県 | 421 |
| 35 | 山口県 | 112 |
| 36 | 徳島県 | 59 |
| 37 | 香川県 | 30 |
| 38 | 愛媛県 | 204 |
| 39 | 高知県 | 39 |
| 40 | 福岡県 | 895 |
| 41 | 佐賀県 | 45 |
| 42 | 長崎県 | 51 |
| 43 | 熊本県 | 182 |
| 44 | 大分県 | 166 |
| 45 | 宮崎県 | 49 |
| 46 | 鹿児島県 | 346 |
| 47 | 沖縄県 | 29 |

出典：厚生労働省社会・援護局保護課調べ

# 保護の開始世帯、廃止世帯及び死亡を除いた廃止世帯と失業率の推移

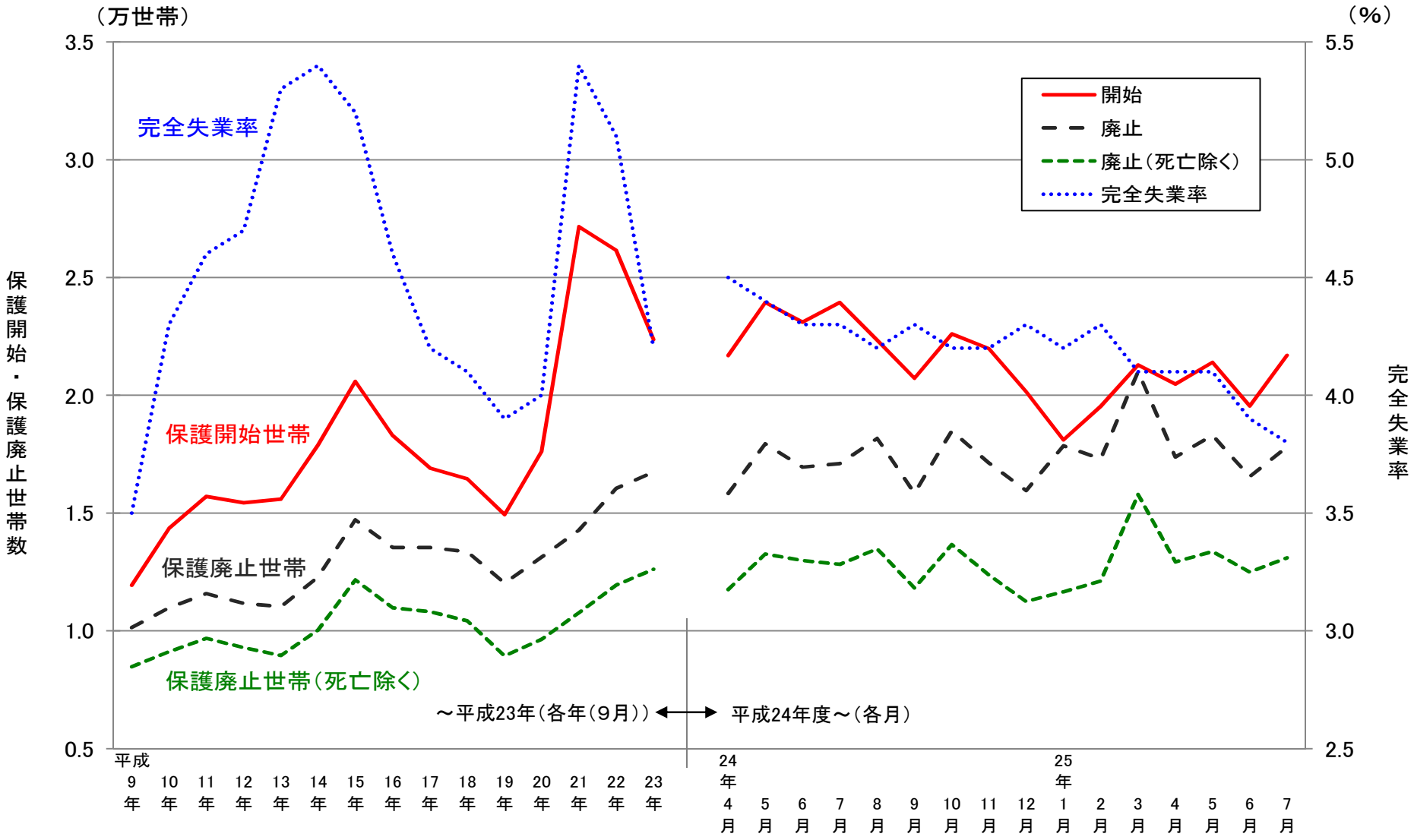


資料：平成9～23年 福祉行政報告例（9月分）、平成24年4月～ 被保護者調査（月別概要）、労働力調査（総務省）

注1）保護廃止世帯（死亡を除く）は、保護廃止世帯数から保護廃止理由「死亡」を除いた世帯

注2）保護廃止理由は、平成23年度以前は毎年9月のみの報告であったが、平成24年度以降は毎月報告となっている。

# 最低生活費に占める住宅扶助費割合の増加要因

住宅扶助費の割合が増加している要因は様々あると考えられるが、
○借家・借間世帯の割合が増加していること
○借家・借間世帯のうち、民営住宅の居住割合、単身世帯の割合、都市部居住の世帯の割合が増加していること
などが影響していると考えられる。

【図1】 住宅の状況別被保護世帯数の推移

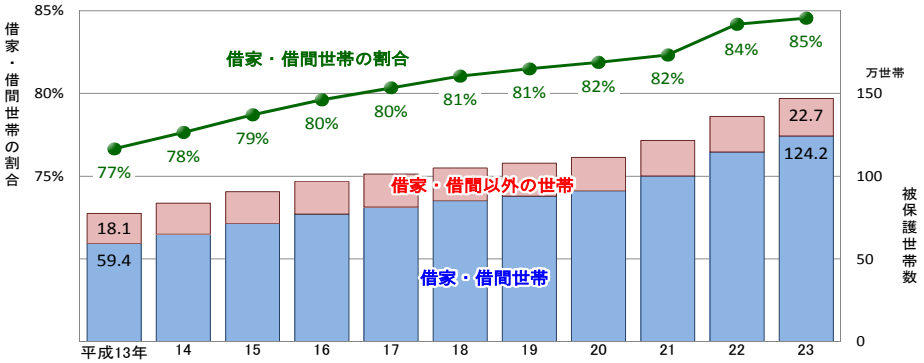


※借家・借間以外の世帯には、持ち家の他、入院・入所中の世帯で帰来先のない世帯が含まれる。

【図2】 借家・借間世帯のうち民営住宅世帯の割合の推移

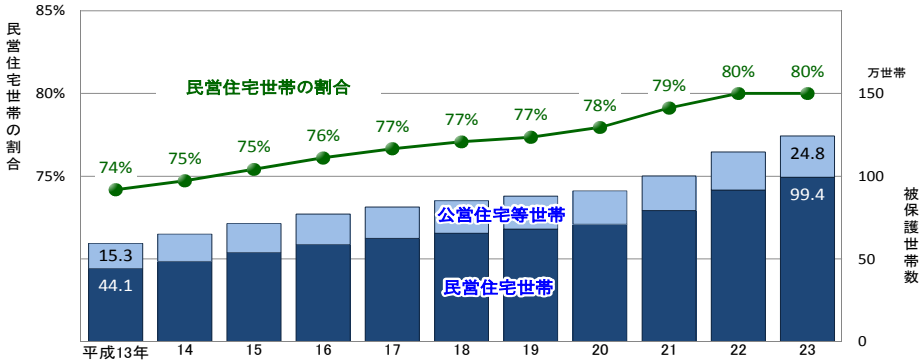


※公営住宅等には、公営住宅のほかに、公的機関が住宅に困窮する低所得者向けに低廉な家賃で住宅を供給するものが含まれる。民営住宅は、公営住宅等以外を指す。

【図3】 借家・借間世帯のうち単身世帯の割合の推移

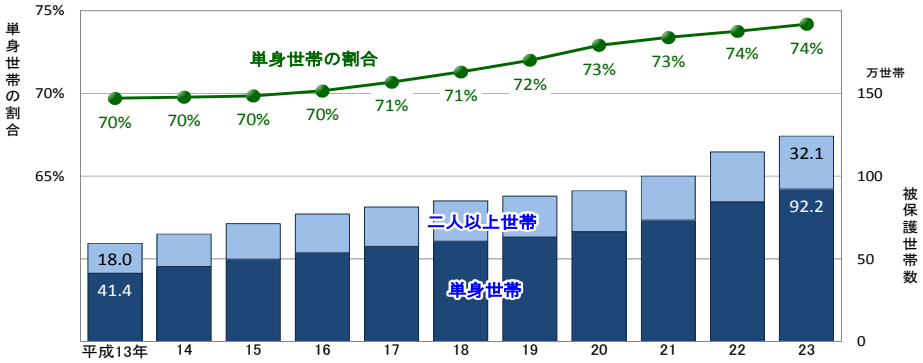


【図4】 借家・借間世帯のうち級地別の世帯数の推移

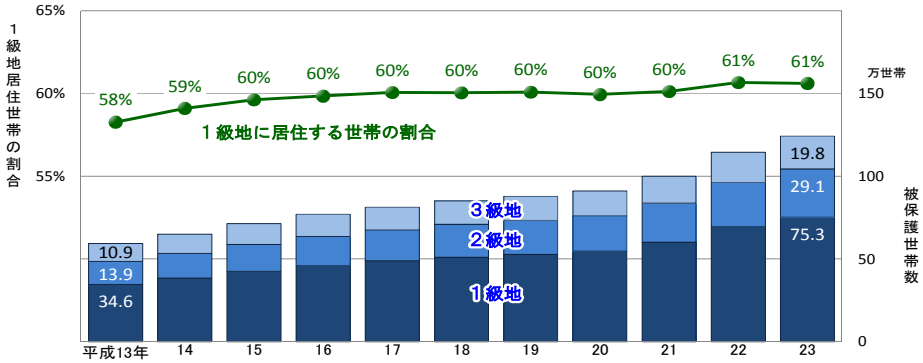


資料：被保護者全国一斉調査（基礎調査） 厚生労働省社会・援護局保護課

| 第15回社会保障審議会生活保護基準部会 | |
|---|---|
| 平成25年11月22日 | 資　料　2 |

# 生業扶助及び一時扶助について

平成25年11月22日

厚生労働省社会・援護局保護課

目　次

○　生業扶助

●生業扶助の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3p

●就労支援の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4p

●生業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6p

●技能修得費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9p

●就職支度費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13p

○　生業扶助に関する意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14p

○　一時扶助　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15p

○　（参考）生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する

調査目的・事項・方法（平成24年度）・・・・・・・・・・・・・・・・・・35p

# 生　業　扶　助　の　概　要

## 1. 生業扶助の内容

要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その者の自立を図ることを目的としている。社会福祉制度的な性格を有している点で他の扶助とは異なり、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」のほかに「そのおそれのある者」についても対象としている。

## 2. 生活保護法

（生業扶助）

第十七条　生業扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。但し、これによつて、その者の収入を増加させ、又はその自立を助長することのできる見込のある場合に限る。

一　生業に必要な資金、器具又は資料

二　生業に必要な技能の修得

三　就労のために必要なもの

（生業扶助の方法）

第三十六条　生業扶助は、金銭給付によつて行うものとする。但し、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、現物給付によつて行うことができる。

２　前項但書に規定する現物給付のうち、就労のために必要な施設の供用及び生業に必要な技能の授与は、授産施設若しくは訓練を目的とするその他の施設を利用させ、又はこれらの施設にこれを委託して行うものとする。

３　生業扶助のための保護金品は、被保護者に対して交付するものとする。但し、施設の供用又は技能の授与のために必要な金品は、授産施設の長に対して交付することができる。

## 3. 生業扶助の種類

①生業費：専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料

②技能修得費：生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費

③就職支度費：就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履き物等

# 就労支援　～　稼働能力のある者に対する支援

**●稼働能力のある者**　次の3つの条件を備えていることが必要　①就労の意欲があること　②働く能力があること　③働く場所があること

**●生業支援**

**〇生業費の支給**

専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具、資料

**〇技能修得費の支給**

生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を支援

※貸付制度の活用

・母子寡婦福祉法による貸付資金（対象：事業開始（上限額：283万円以内）、技能修得に必要な経費（上限額：月額6.8万円以内）等）

・生活福祉資金貸付制度要綱に基づく貸付資金（対象：事業開始（上限額：480万円以内）、技能修得に必要な経費等（上限額：580万円内））

**●就労(雇用)支援**　本人の意向を尊重し、本人の納得を得た支援を行うことが重要

本人の状況に応じ次の①から③までの取組を組み合わせ、自立支援プログラムに基づき組織的に支援。

**①就労意欲の向上に向けた取組**

**〇意欲喚起事業の実施**（カウンセリング中心）

**〇技能修得費の支給**

コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を取得するための経費、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能を支援

**②働く能力の向上に向けた取組**

〇職業訓練（公共職業訓練、求職者支援訓練等）

**〇技能修得費の支給**

生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を支援（再掲）

※貸付制度の活用（再掲）

**③働く場所の確保に向けた取組**

〇福祉事務所の就労支援員による就労支援（個別面談、面接技法や履歴書作成支援、ハローワークへの同行訪問等）

〇福祉事務所における受給者に合った職場の開拓（無料職業紹介所（届出制）として、又は民間と連携して実施）

〇職業訓練（再掲）　**〇技能修得費の支給**（再掲）

〇生活保護受給者等就労自立促進事業の実施（ハローワークと福祉事務所が就労支援チームとなり就労支援を実施）

# 就労支援　～　稼働可能な者に対する切れ目のない就労・自立支援

**保護開始直後から脱却後まで、稼働可能な者については、切れ目なく、また、どの段階でも、就労等を通じて積極的に社会に参加し、自立することができるよう支援を実施**

## ①　保護開始段階での取組

**○本人の納得を得た集中的支援（２５年５月から実施）**

稼働可能と判断する被保護者であって、保護受給開始後一定期間内に就労自立が見込まれる者を対象に、原則６か月以内の一定期間を活動期間とする、受給者主体の自立に向けた計画的な取組についての確認を行い、本人の納得を得て集中的な就労支援を実施

**○就労活動促進費の創設**（２５年８月から実施）

自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者に対して、活動内容や頻度等を踏まえて就労活動促進費の支給

## ②　保護開始後3～6月段階での取組

**○職種・就労場所を広げて就職活動（２５年５月から実施）**

希望を尊重した求職活動の結果、就職の目途が立たない場合等は、「職種・就労場所を広げて就職活動」を基本とする。

**○低額であっても一旦就労　（２５年５月から実施）**

それまでの求職活動を通じて直ちに保護脱却可能な就労が困難と見込まれる者については、生活のリズムの安定や就労実績を積み重ねることでその後の就労に繋がりやすくする観点から、「低額であっても一旦就労」を基本的考え方とする。

## ③　就労開始段階の取組

**○就職支度費**　就職のため直接必要とする洋服類、通勤費（初任給支給まで）等の支給

## ④　就労開始後の取組

**○勤労控除制度の見直し　（２５年８月から実施）**

就労の意欲が高まるよう、基礎控除のうち、全額控除額の引き上げ及び控除率の定率化

（最低控除額８千円→１万５千円、一律10%、就労人数が最も多い収入区分　20,000円　控除額15,600円　5,190円増、
総数の平均就労収入額　67,000円　控除額20,400円　2,420円増）

## ⑤　保護脱却段階での取組

**○ 就労自立給付金の創設検討（法律改正事項）**

保護脱却後に税、社会保険料等の負担が生じることを踏まえて、生活保護脱却のインセンティブを強化

## ⑥　保護脱却後の取組

○新たな相談支援事業の運営機関にその後の支援を繋ぐことで、連続的支援を検討

## 生業費

専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金又は生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認の上、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

＜支給の対象となる例＞

食料品店（個人商店、八百屋、個人製菓店等）、文化品店（書店、古本屋、文房具店、印章店、玩具店、生花店等）、飲食店（中華そば店、大衆食堂、喫茶店等）、自由業（大工、植木職等）その他製造加工修理業、サービス業等多岐にわたる種類があげられ、これら小規模事業を営むに必要な設備資金、運転資金を対象とする。

**《基準額 （平成25年8月。以下同じ。）》**

- 基準額45，000円以内、特別基準額75，000円以内

  ※ 生業費として認められる経費が基準額によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、特別基準額を適用

## 生業費

有効回答
自治体
（896自治体）

支給実績がある
自治体
（152自治体
17.0%）

【主な支給実績】
①建設作業員（工具、作業着）・・・47自治体
②飲食業（調理器具等）・・・17自治体
③ハウスクリーニング等清掃業
（ポリッシャー等清掃器具、作業着）・・・16自治体
④大工（工具、作業着）・・・14自治体
⑤とび職（工具、作業着）・・・12自治体
⑥その他（作業着等）・・・75自治体

【支給後の結果】　（自治体数）
〇就労しなかった者はいない・・・107
〇就労しなかった者がいる　・・・45
（就労しなかった理由）（複数回答）
①支給後の傷病等体調不調・・・・16
②支給後、予定した就業場所を
確保できなくなった　・・・12
③その他・・・・23

※　各自治体において、1人でも就労しなかった者がいた場合には「就労しなかった者がいる」にカウントされる

【現行制度では支給できなかった事例の有無】
〇ある・・・ 11%（基準額では賄えなかった等）
〇ない・・・ 89%

支給実績がない
自治体
（744自治体
83.0%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない744自治体に占める割合）
〇生業により自立を目指す者（対象者）がいなかった・・・ 94%
〇対象者はいたが、他の方法で賄えたため、支給に至らなかった・・・ 4%
〇対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・ 1%
〇その他・・・・1%

【主な自治体の意見】
〇基準額の見直しが必要ではないか。（基準額が低いため、具体的な支援ができない）

〇自営業への支援は成功するかどうか、当自営業で破綻して保護受給に至った事例もあり、福祉事務所では成否の判断が難しい。
国で明確な基準が示せないか。自営業による自立は困難なケースが多いため、自営業への支援より就職への支援を充実すべき

〇見直しは不要（客観的に適性や能力を判断することが困難である以上、基準額の引上げは他の低所得世帯との不均衡、過大な保護費支給につながる。貸付の活用を考えるべき）

## 生業費

【検討事項】

・ 支給実績と支給後の結果をどう考えるか。

・ 支給範囲について、どう考えるか。

・ 基準額についてどう考えるか。

## 技能修得費

生計の維持に役立つ生業に就くために必要な技能を修得する経費を必要とする被保護者に対し、その必要とする実態を調査確認の上、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

＜支給の対象となる例＞

訪問介護員（ホームヘルパー）の研修や国家資格の取得を行う場合など（技能修得に直接必要な授業料（月謝）、教科書・教材費、当該技能修得を受ける者全員が義務的に課せられる費用等の経費、資格検定等に要する費用（ただし、同一の資格検定等につき一度限りとする）等が対象）。

さらに、自立支援プログラムに基づくなど、実施機関が特に必要と認めた場合については、コンピュータの基本的機能の操作等就職に有利な一般的技能や、コミュニケーション能力等就労に必要な基礎的能力を修得するための経費も対象。

**《基準額》**

➢ 基準額75，000円以内、特別基準額124，000円以内

※ 技能修得費として認められる経費が基準額によりがたい場合であってやむを得ない事情があると認められるときは、特別基準額を適用

※ 技能修得のため交通費と必要とする場合は実費を加算

※ 技能修得の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる場合については、その期間は2年以内とし、1年につき75，000円以内の額を2年を限度として算定する。

※ 自立支援プログラムに基づく場合であって、1年間のうちに複数回の技能修得費を必要とする場合については、年額199，000円以内の特別基準とする。

※ 次のいずれかに該当するときは380，000円以内の特別基準とする。

① 生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校又は各種学校において技能を修得する場合であって、当該世帯の自立助長に資することが確実に見込まれる場合

② 自動車運転免許を取得する場合（免許の取得が雇用の条件となっている等確実に就労するために必要な場合に限る。）

③ 雇用保険法に規定する教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合であって、世帯の自立助長に効果的と認められる場合（原則当該講座修了によって世帯の自立助長に効果的と認められる公的資格が得られるものに限る。）

## 技能修得費

有効回答
自治体
（896自治体）

支給実績がある
自治体
（624自治体
69.6%）

【主な支給実績】（複数回答）
①生業に就くため必要な技能・・・367自治体
②自動車免許取得 ・・・・ 269自治体
③教育訓練講座 ・・・・・129自治体
④自立支援プログラムに基づく支援・・・110自治体
⑤技能修得手当等 ・・・・107自治体
⑥専修学校・各種学校・・・104自治体

【主な技能修得、教育訓練講座等の内容】
①福祉関係（ホームヘルパー等） ・・・ 369自治体
②自動車免許取得 ・・・249自治体
③コンピュータ操作等基礎的能力 ・・ 215自治体
④電気・建設関係 ・・・161自治体
⑤医療関係 ・・・ 74自治体

【就労を目指して支給した場合の結果】
○就労しなかった者はいない ・・・42%
○就労しなかった者がいる ・・・・58%
（就職しなかった理由）(複数回答)
①資格取得し、熱心に求職活動をしたが結果として就労できず・・・168自治体
②傷病等やむを得ない理由による・・・106自治体
③やる気の喪失等自己都合・・・79自治体
④その他（現在も受講中、受講中の廃止等） ・・・35自治体

※ 各自治体において、1人でも就労しなかった者がいた場合には「就労しなかった者がいる」にカウントされる

【現行制度では支給できなかった事例の有無】
○ある・・・ 9%
（・看護師資格取得希望者について修得期間が3年であったため対応できなかった
・求職活動のための自動車免許取得等）
○ない・・・ 91%

支給実績がない
自治体
（272自治体
30.4%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない272自治体に占める割合）
○技能修得により自立が可能な者（対象者）がいなかった ・・・ 92%
○対象者はいたが、他の方法で賄えたため、支給に至らなかった ・・・ 4%
（求職者支援制度の活用等）
○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった ・・・ 3%
○その他・・・1%

**生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）**

【主な自治体の意見】
〇自動車免許取得費用は免許の取得が雇用の条件となっている等、就労が確実な場合のみ認めているが、免許を保有していることが一般的に就職に結びつきやすいことや、交通事情から通勤・就労が困難な地域があることから要件を緩和すべき。

〇看護学校等技能修得期間3年以上の場合でも自立更生に特に効果があると認められる場合には対象とすべき。もしくは、高等学校等就学費の支給年限を緩和し対象とすべき。

〇支給限度額の増額、複数回支給の容認、支給対象範囲の見直し。

〇支給にあたっての判断基準を明確化すべき、就労に至らない場合は返還を求めるべきなど。

## 技能修得費

【検討事項】
- 支給実績と支給後の結果をどう考えるか。
- 支給要件についてどう考えるか。
- 基準額についてどう考えるか。

## 高等学校等就学費

被保護世帯の自立支援という観点から、高校就学費用を生活保護制度において制度化したものであり、具体的には、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付する。

＜支給の対象となる学校＞

- 高等学校（全日制・定時制・通信制）
- 中等教育学校の後期課程
- 高等専門学校
- 特別支援学校の高等部（別科を除く）
- 高等学校等での就学に準ずるものと認められる専修学校及び各種学校

＜支給の対象となる費用＞

- 学用品費、通学用品費、社会見学等の教科外活動費
- 教材代
- 入学料及び入学考査料
- 通学のための交通費
- 学習参考書やクラブ活動費

**《基準額》**

- 基本額：5，300円
- 教材代：実費
- 授業料：無償化
- 高等学校等が所在する都道府県（市町村）の条例に定める都道府県立（市町村立）の高等学校等における額以内の額
- 通学のための交通費：実費
- 学習支援費：5，010円

**《参考》**

平成25年5月27日　財政制度等審議会「財政健全化に向けた基本的考え方」（抄）

生活保護については、平成25 年度予算編成過程において、生活扶助基準や医療扶助について、一定の適正化が図られた。一方、厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会報告書（平成25 年1 月18 日）にも、その趣旨が記載されているとおり、（ア）生活扶助以外の扶助制度、（イ）生活扶助等に対する各種加算制度の根本的なあり方、などの検討は今後の課題となっている。生活保護の一層の適正化に向けて、これらの点について、社会保障審議会生活保護基準部会においてさらなる検討が行われることが期待される。

資料Ⅱ －1－13「その他の加算、扶助」（抄）

高等学校等就学費（生業扶助）

≪趣旨・留意点≫

平成21年度までに段階的に母子加算を廃止した際、世帯の自立に向けた新たな給付に転換するとの考え方に基づき、高等学校等就学費、学習支援費などの給付を創設。

# 就職支度費

就職の確定した被保護者が、就職のため直接必要とする洋服類、履き物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額を計上する。

**≪支給の対象となる例≫**

就職のために直接必要とする洋服類、履き物等の購入費用。

**≪基準額≫**

➢ 基準額28，000円以内

有効回答自治体（896自治体）

- 支給実績がある自治体（493自治体 55.0%）
  - 【主な支給実績】（複数回答）
    - ①スーツ等衣服 ・・・ 398自治体
    - ②靴 ・・・ 269自治体
    - ③通勤費（初任給支給までの間） ・・・ 213自治体
    - ④鞄 ・・・ 89自治体
    - ⑤その他（通勤用自転車等） ・・・ 42自治体
  - 【現行制度では支給できなかった事例の有無】
    - ○ある・・・6%（基準額では賄えなかった等）
    - ○ない・・・94%
- 支給実績がない自治体（403自治体 45.0%）
  - 【支給実績のない理由】（支給実績のない403自治体に占める割合）
    - ○就職のため衣類等の購入が必要な者（対象者）がいなかった・・・84%
    - ○対象者はいたが、他の方法で賄えたため、支給に至らなかった・・14%
      （扶養義務者や知人等からの譲り受け）
    - ○対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・2%

【主な自治体の意見】

○現在の支給限度額では必要な被服費等を全て購入できないため、基準額を見直すべき
○求職活動時に必要なスーツ等も対象とすべき
○就労のため転居独立する者に対する転居先での一時的に必要となる生活費についても対象とすべき
○対象となる就労形態（正規、非常勤等）の判断基準を明確にすべき
○その他、支給範囲の拡大など

【検討事項】

・ 支給実績についてどう考えるか。 支給要件についてどう考えるか。 就職支度費の 基準額についてどう考えるか。

# 生　業　扶　助　に関す る意　見

**会計検査院法第36条の規定による処置要求「生活保護における就労支援（生業扶助の支給）」の概要（会計検査院平成24年10月19日）**

1　会計検査院における指摘の概要

（1）就労支援（生業扶助の支給）について

・　技能修得費の支給に当たり、具体的な自立に向けた目標等を確認していない、又は記録として残っていないことから、支給の必要性の検討が十分な内容とはなっていないこと。

・　技能修得費の支給後の状況等を十分に把握していないことから、被保護者が資格を取得するなどしたものの就労に至っていない等、支援が効果的なものとなっていない事態が見受けられること。

（2）（略）

2　改善に向けた取り組み

（1）　生業扶助（技能修得費）は、生活保護受給者の稼働能力を引き出し、それを助長することによってその者の自立を図ることを目的としており、生活保護受給者の就労に向けた活動が、より効果的に行われるよう有効に活用することが必要である。そのため、技能修得費の支給に当たっては、以下の事項に十分留意のうえ、適正な支給を行うよう管内福祉事務所に徹底されたい。

ア　生活保護受給者に対して、技能修得費を支給する**目的や取得を目指す資格の内容等その意義や効果について十分説明**を行うこと

イ　技能修得費**支給後において、技能修得の状況等を十分把握**し、資格の取得やその後の就労等に、より結びつくものとなるよう必要な支援を行うこと

ウ　技能修得費支給の状況や、技能修得の状況、その後の支援の経過等について、**ケース記録等に確実に記載**すること

（2）（略）

（3）　都道府県・指定都市本庁が行う福祉事務所に対する監査においても、今回の会計検査院による指摘を踏まえ、上記に記載した取組等、改善に向けた対策が実際に実施されているかについて、確認すること。また、履行状況が不十分な場合は、改善のための必要な指導・援助を行うこと。

上記、会計検査院の指摘を受けて、「生活保護の生業扶助（技能修得費）の適正な給付等について（平成25年5月16日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」を都道府県・指定都市・中核市に発出し、福祉事務所において「2　改善に向けた取り組み」に記載されている事項の取り組みを行い、適正な支給を行うよう周知徹底を図った。

# 一　時　扶　助　の　概　要

## 1．一時扶助の内容

被服や家具什器の更新その他通常予測される生活需要については、経常的最低生活費（基準生活費、加算等）の範囲内で賄われることが原則である。

しかし、予想外の事由により臨時多額の需要が生じた場合に特別の対応が必要となった場合、例えば、火災により家財道具を焼失した場合や単身の長期入院患者が退院して新たに居を構える場合等予想外の事故や生活の場の転換に際し最低生活の基盤の物資の確保に多額の費用を必要とする場合には、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりは困難となる場合が考えられる。

このため、一時扶助は、このような特別条件下における臨時特別の需要に対応するものである。

## 2．保護の実施要領

臨時的最低生活費（一時扶助費）は、次に掲げる特別の需要のある者について、最低生活に必要不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること。

なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が、計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては、十分留意すること。

（1）　出生、入学、入退院等による臨時的な特別需要

（2）　日常生活の用を弁ずることのできない長期療養者について臨時的に生じた特別需要

（3）　新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要

## 3．一時扶助の種類

〇被服費　〇家具什器費　〇移送費　〇入学準備金　〇就労活動促進費（平成25年8月から導入）

〇その他（・配電設備費　・水道、井戸又は水道設備費　・液化石油ガス設備費　・家財保管料　・家財処分料
・妊婦定期検診料・不動産鑑定費用等　）

## 被服費①（布団類）

保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、被保護者に、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものがない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》

- 再生（打ち直し）によることができる場合 ：1組につき11，900円以内
- 新規に購入を必要とする場合：1組につき17，200円以内　　※ 原則、現物給付とすること

## 被服費②（被服）

保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に着用する被服（平常着）が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者（小学校第4学年に進級する児童をいう。）の場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》

- 1人当たり12，700円以内　　※ 原則、現物給付とすること

## 被服費③（災害時）

災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては災害によって失った最低生活に直接必要な布団類、日常着用する被服を賄うことができない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》

| 世帯人員別 | 金額 | |
|---|---|---|
| | 夏季（4～9月まで） | 冬季（10～3月まで） |
| 2人まで | 17，800円以内 | 32，000円以内 |
| 4人まで | 33，700円以内 | 54，100円以内 |
| 5人 | 43，500円以内 | 68，600円以内 |
| 6人以上1人増すごとに加算する額 | 6，500円以内 | 9，500円以内 |

※ 原則、現物給付によること

## 被服費④（出産）

出産を控えて新生児のための寝具、産着、おむつ等を用意する必要がある場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》 ➢ 46，300円以内

## 被服費⑤（入院）

入院を必要とする者が入院に際し、寝巻又はこれに相当する被服が全くないか又は使用に堪えない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》 ➢ 3，900円以内

## 被服費⑥（おむつ）

常時失禁状態にある患者（介護施設入所者を除く。）等が紙おむつ、布おむつ、貸しおむつ又はおむつの洗濯代を必要とする場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

《基準額》 ➢ 月額20，600円以内

【23年度支給実績】（%は福祉事務所設置自治体全体に占める割合）

〇布団類：再生による場合（原則）： 71自治体（ 7．9%）、 378件
新規購入の場合： 683自治体（76．3%）、30，795件

〇被服（平常着）：387自治体（43．2%）、4，688件

〇小学校4年生進級時学童服等： 448自治体（50．1%）、12，124件
小学校4年生進級時学童服等（転入時）： 92自治体（10．3%）、340件

〇災害時の布団、被服費：81自治体（9．1%）、246件

〇出産準備被服費等：275自治体（30．7%）、2，692件

〇入院時寝巻等：157自治体（17．5%）、851件

〇常時失禁者の紙おむつ等（おむつ等） ： 289自治体（32．3%）、 49．819件
（紙おむつ等）：833自治体（93．1%）、611，495件

## 被　服　費（全体）

【現行制度では支給できなかった事例の有無】（有効回答数自治体654自治体）
〇ある・・・ 17%　〇ない・・・83%

【支給実績のない理由】（支給実績のない215自治体（有効回答数）に占める割合）
〇対象となると考えられる者がいなかった ・・・ 187自治体（87%）
〇対象となると考えられる者はいたが、他の方法で賄うことができた ・・21自治体（10%）
（扶養義務者や知人等からの譲り受け等）
〇対象となると考えられる者はいたが、現行制度では支援できなかった ・・・ 5自治体（2%）
（例えば冬服を一時期に揃える場合に基準額では賄うことができなかった等）
〇その他（おむつが上限額以上など） ・・・2自治体（1%）

【自治体の主な意見】
〇就職活動時の被服等について、就職支度費の対象にできないならば、被服費で支給できるようにしてほしい。
〇入院時の寝巻等について認知症の方が施設に入所する場合にも支給できるようにしてほしい。

## 被　服　費（小学校第4学年に進級する児童学童服）

有効回答
自治体
（896自治体）

支給実績がある
自治体
（483自治体
53.9%）

【主な支給対象】（24年度学童服等の支給実績がある自治体／3つまで）回答
〇制服・・・241自治体
〇通学用靴・・・224自治体
〇体操服（柔道着、水着等）・・・339自治体
〇ランドセル、通学用鞄・・・82自治体
〇その他（スキー用具、平常着）・・・ 109自治体

【現行制度では支給できなかった事例の有無】
〇ある・・・ 5%　〇ない・・・ 95%

支給実績がない
自治体
413自治体
46.1%）

【学童服等の支給がなかった理由】（支給実績のない413自治体に占める割合）
〇小学4年生に進学する子どもがいなかったため・・・55%
〇小学4年生に進学する子どもはいたが、他の方法で賄うことができたため・・・39%
（世帯内の譲り受け等）
〇支給対象となると考えられる者はいたが、現行制度では支援できなかったため・・・1%
〇その他（指定の学童服がない、申し出がなかった等）・・・ 5%

【支給方法】
〇一律支給する・・・395自治体（44．1%）
〇申請に基づき個別に必要性を判断して支給する・・・475自治体（53．0%）
〇その他（業者払い等）・・・ 11自治体（1．2%）
〇無回答・・・15自治体（1．7%）

【自治体の主な意見】
〇子どもの成長及び活動が異なるので、小学4年生時に限られている支給時を子どもに合わせて支給できるようにしてほしい。

## 家具什器費

被保護者が次のいずれかの場合に該当し、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められる場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

① 保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき
② 長期入院・入所後退院・退所した単身者であって、新たに自活しようとする場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき
③ 災害にあい、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器を賄うことができないとき
④ 転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき

**《基準額》**

- 25，300円以内
- 真にやむを得ない事情により、上記の額により難いと認められるときは40，500円以内

※ 現物給付の方法によること。ただし、現物給付の方法によることが適当でないと認められるときは、金銭給付の方法によっても差し支えない。

有効回答
自治体
（896自治体）

支給実績がある
自治体
（734自治体
82.0%）

【主な支給実績】（複数回答、%：支給自治体に占める割合）

①炊飯器・・・446自治体（60.7%）
②冷蔵庫・・・410自治体（55.9%）
③コンロ　・・・335自治体（45.6%）
④洗濯機・・・275自治体（37.5%）
⑤調理器具・・252自治体（34.3%）
⑥ 食器類・・・・219自治体（29.8%）
⑦電子レンジ・・134自治体（18.3%）
⑧照明器具・・・120自治体（16.3%）

【現行制度では支給できなかった事例の有無】

〇ある・・・ 26%　〇ない・・・ 74%

支給実績がない
自治体
（159自治体
18.0%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない159自治体に占める割合）

〇対象者がいなかった・・・ 76%
〇対象者はいたが、他の方法で賄えたため、支給に至らなかった・・10%
〇未回答・・・・・・・・・・・・・・・・14%

【自治体の主な意見】

〇ホームレス等家具什器を一切持たない者などに対しては、支給基準額の見直しが必要ではないか
〇家具什器費の支給範囲を明確にしてほしい
〇故障等により使用できない場合や、熱中症対策の観点から、冷房器具や、暖房器具の購入費など支給対象の拡大

## 移送費

被保護者が次の（ア）～（ソ）のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

・（ア）又は（イ）に該当する場合で、実施機関の委託により使役する者があるとき
・（ウ）、（オ）、（コ）又は（シ）に該当する場合で、付添者を必要とするとき
・（エ）に該当する場合の被扶養者
にあっては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費、並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても、同様の取り扱いとする。

**《基準額》**

➢ 必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額（（ケ）及び（サ）については別に定める）

※ なるべく現物給付によること

（ア） 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合

（イ） 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合

（ウ） 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合

（エ） 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合

（オ） 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合

（カ） （オ）に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

（キ） 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合

（ク） 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合

（ケ） 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して差しつかえない。

（コ） 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。

（サ） 被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差し支えない

（シ） 被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合

（ス） 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合

（セ） 次のいずれかに該当する場合であってそれがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。

a　アルコール症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、断酒を目的とする団体（以下「断酒会」という。）の活動を継続的に活用する場合

b　アルコール症又はその既往のある者（同伴する同一世帯員を含む。）が、断酒会の実施する2泊3日以内の宿泊研修会（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合

c　精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者又はその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合

（ソ） 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【現行制度では支給できなかった事例の有無】

〇ある・・・７％　〇ない・・・９３％

【自治体の主な意見】

〇特になし

| 支給要件 | 支給自治体数 |
|---|---|
| ①生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合 | 33 |
| ②要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合 | 130 |
| ③被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合 | 148 |
| ④被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合 | 6 |
| ⑤被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であって、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合 | 134 |
| ⑥障害者支援施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合 | 46 |
| ⑦被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合 | 256 |
| ⑧被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める限度の連絡を要する場合 | 66 |
| ⑨被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、三親等以内の親族若しくは二親等以内の姻族であって他に引取人のない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき | 35 |
| ⑩被保護者が、配偶者，三親等以内の親族若しくは二親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき | 117 |
| ⑪被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき | 572 |
| ⑫被保護者が出産のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所する場合 | 32 |
| ⑬刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員(被保護世帯に限る。)がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合 | 8 |
| ⑭次のいずれかに該当する場合であってそれがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき<br>a）アルコール症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、断酒会の活動を継続的に活用する場合<br>b）アルコール症又はその既往のある者（同伴する同一世帯員を含む。）が、断酒会の実施する2泊3日以内の宿泊研修会（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合<br>c）精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者はその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合 | 290 |
| ⑮被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合 | 6 |

## 入学準備金

小学校又は中学校に入学する児童、生徒が、入学の際、入学準備のための費用を必要とする場合。

《基準額》　➢ 小学校入学時39，500円以内　➢ 中学校入学時　46，100円

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

有効回答自治体（896自治体）

- 支給実績がある自治体（773自治体 86.3%）
  - 【主な支給実績】（3つまで回答）
    - ①制服 ・・・ 657自治体
    - ②体操服（柔道具、水着等）・・・ 597自治体
    - ③ランドセル、通学用鞄 ・・・ 470自治体
    - ④通学用靴 ・・・ 271自治体
    - ⑤学習机、椅子 ・・・ 25自治体
    - ⑥その他（文具、教材等）・・・ 68自治体
  - 【現行制度では支給できなかった事例の有無】
    - ○ある・・・14．5%　○ない・・・85.5%
- 支給実績がない自治体（123自治体 13.7%）
  - 【支給実績のない理由】（支給実績のない123自治体に占める割合）
    - ○入学のための購入が必要な者（対象者）がいなかった ・・・90.5%
    - ○対象者はいたが、他の方法で賄えたため、支給に至らなかった ・・9.5%

【支給方法】（有効回答数896）（原則：申請に基づき個別に必要性を判断して支給）

- ○一律支給する・・・527自治体（58.8%）
- ○個別に必要性を判断して支給する・・・337自治体（37.6%）
- ○その他（他制度の利用を検討してから）・・・20自治体（2.2%）
- ○未回答・・・12自治体（1.3%）

【自治体の主な意見】

○入学準備に必要な需要が賄えない場合があるので、支給基準額の見直しが必要

## 就労活動促進費

早期に就労による保護脱却が可能と実施機関が判断する者が、次に掲げるa～dの要件をいずれも満たす場合に認定。

a 「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」（平成25年5月16日社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める「自立活動確認書」（以下「確認書」という）に基づき、以下のb～dに定める求職活動を行っていること。

b 原則、月１回以上求職先の面接を受けている又は月３回以上求職先に応募していること。

C 原則、月１回以上保護の実施機関の面接を受けること。

d 確認書に基づく求職活動として（a）~（c）までを組み合わせて原則週１回以上の活動を月６回以上行っていること。

（a）公共職業安定所における求職活動

・職業相談及び職業紹介

・求職活動で必要な履歴書、職務経歴書の作り方や面接の受け方等をはじめ各種のセミナー等への参加

（b）「平成１７年度における自立支援プログラムの基本方針について」（平成17年３月31日社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める就労支援プログラムに基づき、保護の実施機関が行う就労支援への参加

（c）「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年３月29日雇児発0329第30号、社援発0329第77号「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」別添「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施要領」）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業への参加

**《基準額》**

- 月額5，000円
- 支給対象期間は原則6か月以内。ただし、保護の実施機関が必要と認めた場合には、3か月以内の支給対象期間を2回まで延長できるものとする。

## 配電設備費

被保護者が現に居住する家屋に配電設備が全くない場合に、基準額の範囲内における必要最小限度の額を計上する。

**《基準額》**

- 住宅扶助基準の補修費等住宅維持費（117，000円以内）の額の範囲内
- 真にやむを得ない事情により、上記の額により難いと認められるときは、住宅扶助基準の補修費等住宅維持費の額に1．5を乗じて得た額の範囲内

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 47自治体（全体に占める割合5.2%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない849自治体に占める割合）

〇対象者がいなかった・・・99.5%

〇対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・0.4%

〇対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・0%

〇その他（住宅維持費で対応）・・・0.1%

【自治体の主な意見】

〇特になし

## 水道、井戸又は下水道設備費

被保護者が最低限度の生活の維持のために水道又は井戸を設備することが真に必要であると認められ、かつ、その地域のほとんどの世帯が水道又は井戸を設けているとき

又は、被保護者が市街地の中心部等に居住している場合であって、現在の下水（屎尿を除く。）処理の方法では当該世帯又は近隣の衛生を著しく損なうことが認められ、かつ、下水道設備によるほか適当な処理方法がないとき

**《基準額》**

- 住宅扶助基準の補修費等住宅維持費（117，000円以内）の額の範囲内
- 真にやむを得ない事情により、上記の額により難いと認められるときは、住宅扶助基準の補修費等住宅維持費の額に1．5を乗じて得た額の範囲内

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 161自治体（全体に占める割合18.0%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない735自治体に占める割合）

〇対象者がいなかった ・・・97.4%

〇対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・ 1%

〇対象者はいたが、現行制度では支援できなかった ・・・1.1%

〇その他（住宅維持費で対応、検討中） ・・・0.5%

【自治体の主な意見】

〇特になし

## 液化石油ガス設備費

被保護者が最低限度の生活の維持のためにプロパンガス等液化石油ガス設備を設けることが真に必要であると認められ、かつ、その設置が近隣との均衡を失することにならないと認められる場合

**《基準額》**

- 住宅扶助基準の補修費等住宅維持費（117，000円以内）の額の範囲内
- 真にやむを得ない事情により、上記の額により難いと認められるときは、住宅扶助基準の補修費等住宅維持費の額に1．5を乗じて得た額の範囲内

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 42自治体（全体に占める割合4.7%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない854自治体に占める割合）

〇対象者がいなかった ・・・99.9%

〇対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・ 0.1%

〇対象者はいたが、現行制度では支援できなかった ・・・ 0%

〇その他 ・・・0%

【自治体の主な意見】

〇特になし

## 家財保管料

医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、そのための経費を他からの援助等で賄うことができない場合

**《基準額》**

➢ 月額13，000円以内

※ 入院又は入所後（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者となったとき）後1年間を限度。ただし、明らかに入院又は入所後1年以上の入院加療、入所による指導訓練を必要等する者についてはこの限りではない。

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 629自治体（全体に占める割合70.2%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない267自治体に占める割合）

〇対象者がいなかった・・・92.9%

〇対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・ 5.2%

〇対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・ 1.9%

〇その他・・0%

【自治体の主な意見】

〇特になし

## 家財処分料

借家等に居住する単身の被保護者が医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校又は社会福祉施設等に入院又は入所し、入院又は入所見込み期間（入院又は入所後に被保護者となったときは、被保護者になったときから）が6ヶ月を超えることにより真に家財の処分が必要な場合で、敷金の返還金、他からの援助等によりそのための経費を賄うことができない場合

**《基準額》**

➢ 必要最小限度の額

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 160自治体（全体に占める割合17.9%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない736に占める割合）

〇対象者がいなかった・・・99.5%

〇対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・ 0.3%

〇対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・ 0.1%

〇その他・・・0.1%

【自治体の主な意見】

〇支給対象の拡大（賃貸住宅住まいの単身世帯の死亡時、ゴミ屋敷化した賃貸住宅からの転居する場合の原状回復など）

## 妊婦定期検診料

妊娠した被保護者が、妊娠期間中（妊娠後に被保護者となったときは、被保護者になった以降）市町村において行われる妊婦の健康診査事業を利用することができず、医療機関において定期検診を受ける場合

**《基準額》**

➢ 必要最小限度の額

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 225自治体（全体に占める割合25.1%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない671自治体に占める割合）

〇対象者がいなかった・・・76%　〇対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・ 23%

〇対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・0%　〇その他（他制度対応不可の者のみ対応等）・・1%

【自治体の主な意見】

〇特になし

## 不動産鑑定費用等

保護の申請を行った者又は保護受給中の者が、要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用（社会福祉協議会による貸付審査により、貸付の利用に至らなかった場合も含む。）する場合

**《基準額》**

➢ 要保護世帯向け不動産担保型生活資金を利用することに伴って必要となる不動産鑑定費用（社会福祉協議会が単位期間ごとに行う再評価に要する費用を除く。）、抵当権等の設定登記費用及びその他必要となる費用について、必要な額

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【支給実績のある自治体】 202自治体（全体に占める割合22.5%）

【支給実績のない理由】（支給実績のない694自治体に占める割合）

〇対象者がいなかった・・・98.7%

〇対象者はいたが、他の方法で賄うことができた・・・1%

〇対象者はいたが、現行制度では支援できなかった・・・0%

〇その他（事前調査中）・・・0.3%

【自治体の主な意見】

〇親族から相続した不動産売却時の必要な鑑定費用も支給対象にしたら自立につながるのではないか

## その他

生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する保護課調べ（平成24年度）

【自治体の主な意見】

〇入院したことにより入院時の日用品費に支給が切り替わるが、この日用品費では住宅の共益費、水道光熱費が賄えないため、退院・帰宅の可能性がある場合には一時扶助できないかなど支給対象を拡大についての意見

〇見直しは不要（一般世帯においては臨時的出費に備え預貯金をしていることを考えると、保護費のやりくりで賄うよう支援すべき、収入がない者にも貸付制度の利用を認めるべき等）

**【検討事項】**

- 臨時的需要への対応方法として、一時扶助で対応するのが適当かどうか。
- 一時扶助の支給対象項目は、現行のもので十分需要に対応しているかどうか。
- 一時扶助の基準額についてどう考えるか。

# （参考）生業扶助、生活扶助の一時扶助に関する調査目的・事項・方法（平成24年度）

## 1. 目的

● 生業扶助は、その活用により、要保護者の稼働能力を引き出し、それを助長することによって、その者の就労による自立を図ること、また生活扶助の一時扶助は、最低生活維持が困難な臨時特別な需要を満たすことにより最低生活を維持することを目的としている。

● しかしながら、被保護者の家計規模は一般国民のそれよりも小さく、就労自立に向けた取組や、予想外の事由により臨時の需要が生じた際には、経常的最低生活費内でのやりくりでは対応することが困難な事例もみられ、複数の自治体より見直しの必要性を指摘されている。

● 本調査は、就労自立の観点から生業扶助、ならびに生活自立の観点から生活扶助の一時扶助のあり方を検討することを目的に、実態把握することで、検討するうえでの基礎資料を作成することを目的とする。

## 2. 調査事項

【生業扶助】・・・生業費、技能修得費、就職支度費

① H24年度の支給実績（無い場合はその理由）
② 支給決定方法、および支給後の検証方法（技能修得費のみ）
③ H24年度に支給対象者の就労状況（就職支度費は除く）
④ 現行制度内で支援できなかった事例の有無

【生活扶助の一時扶助】・・・被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、その他

① H24年度の支給実績（無い場合はその理由）
② 支給方法、支給決定方法および支給後の検証方法
③ H24年度に支給対象品目の制限（家具什器費のみ）
④ 現行制度内で支援できなかった事例の有無

## 3. 調査方法

● 本調査は、都道府県所管の福祉事務所設置自治体、政令指定都市、中核市を対象として調査票による集計分析および補完調査（ヒアリング調査）から構成される。

| 第15回社会保障審議会生活保護基準部会 | |
|---|---|
| 平成25年11月22日 | 資料3 |

# 生業扶助に関するメモ

岡部卓

## 1　生業扶助の位置づけ

○生活保護制度は、最低生活保障と自立助長を目的としている。そこで生活保護受給者に対し最低生活保障を行うと共に生活再建に向けた援助・支援をどのように図っていくかが重要となってくる。

○生業扶助は、生活保護法の中で最も自立助長の促進に寄与する扶助である。

○自立助長並びに生業扶助について生活保護法制定に関与した木村忠二郎（当時、厚生省社会局長）、小山進次郎（当時、厚生省社会局保護課長）は、それぞれの著書（木村忠二郎『生活保護法の解説』時事通信社、1950、小山進次郎『生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会、1950）で次のように述べている。

・ 生活保護法の目的に最低生活保障とともに自立助長を入れたことについて
△「～国民の最低限度の生活の保護と維持に当たるだけではなく、進んでその自立を助長するという自立更生を図ること～」（木村 p112）

△「～凡そ人はすべてその中に何等かの自主独立に意味において可能性を包蔵している。この内容的可能性を発見し、これを助長育成し、而して、その人をしてその能力に相応しい状態において社会生活を適応させることこそ、真実の意味において生存権を保障する所以である～」（小山 p92）

・また生業扶助について
△　「~生業扶助は、要保護者の自立を助長するという本法の目的に最も適応した種類の保護であるから、他の六種類の扶助に比べて、その困窮度について多少上まわる対象についても、防貧という適用することが望ましい~」（木村　p142）

△「～生業扶助は、多少なりとも残されている要保護者の労働能力を引き出し、これを育て上げることによって現在の生活資料を得させると共に窮極的にはそれによってその要保護者が自立できるようにするものであって、生活保護の七つの扶助の中でも最も社会福祉的色彩の強いものである。」（小山　p274）

○以上のように生活保護法において最低生活保障とともに自立助長が図ること必要であること、また生業扶助は自立助長の促進を図る上で最も有効な扶助であると述べている。

＜参考資料１＞　自立についての考え方

○自立助長、すなわち要保護者の生活再建をどのように考えたらよいかは、その目的である自立をどのようにとらえたらよいかに関わってくる。自立（＝「自立」・「自律」）には、公私の援助・支援を受けない状態を指す「自立」と、自分の生活は自分で選択・決定する「自律」の二つがある。社会福祉法並びに生活保護制度の在り方に関する検討委員会において、自立・自律概念の整理が行われ、広く地域の中で公私の社会資源を活用し自立・自律した生活を行うことを指し、使用している。依存から自立へ、他律から自律への方向で、生活再建に向け、相談者・利用者とともに援助・支援していくことが求められているといってよい。

[図 1-1]　自立と自律

1．自立と自律の考え方

A　自立―依存 a　　依存から自立へ

B　自律―他律 b　　他律から自律へ

2．類型

| | |
|---|---|
| O 自立・自律(Aa) | P 依存・自律(Ab) |
| Q 依存・自律(aB) | R 依存・他律(ab) |

(岡部卓　作成)

[図 2-2]　生活保護制度のあり方に関する専門委員会における自立概念（3 つの自立）

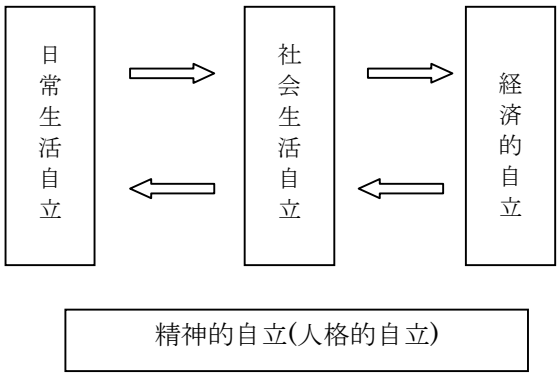


自己選択／自己決定

前提となる社会福祉法

(岡部卓　作成)

## ２　生業扶助の対象とする「働くこと」（労働）に関する考え方

○人びとは、「働くこと」（労働）を通して自分たちの生命や生計、人や社会とのつながり、やりがいや達成感などをもつことができる。

○その中で生業扶助は、労働を通し積極的に働きかける扶助である。その目的は、能力活用と能力開発を通して労働市場に参加促進をしていくことにある。

○生業扶助において能力活用は生業費や就職支度費を、また能力開発は技能習得費や高等学校等修学費がそれに当たる。

○子どもへの支援は、将来の生産（労働）の担い手として労働の質の向上（ひいては納税者、社会保障の負担、生活保護費の圧縮）のにつながり、未来への投資として考えられる。また、稼働年齢層に対し生業費・就職支度費の提供や技能習得費を提供し雇用の促進を図っている。

○生業扶助は、「福祉から就労へ」の結節点となる扶助である。「就労」に向けた支援や貧困の世代間継承（再生産）を防止する子ども・若者の学習・進学支援などに貢献している。

○また稼働年齢層において、失業が長期間に及ぶと労働意欲が減退しかねないだけに、就労意欲を喚起する支援や就労支援の中身についても柔軟に対応し一般就労のほかに「半福祉半就労」のような中間的な就労の場を提供することも重要である。この点については、自立支援プログラム等の充実化を図られつつある。

＜参考資料２＞　生活保護における「働くこと」（労働）について

○「働くこと」（労働）について

私たちは、一般的に、「働くこと」（労働）を通して社会に必要なモノ・サービスをつくりだし、それらを消費（購入）することによって個人の生命や生活、そして社会を支えている。すなわち、 私たちは食べるモノや着るモノから医療や文化的サービスまで、人びとの労働によって担われている。また、「働くこと」（労働）を通して、人と人、人と社会のつながりをもっている。さらに、「働くこと」（労働）を通して自己実現（やりがい、達成感、創造）を図っている。このように、人びとは、「働くこと」（労働）を通して自分たちの生命や生計、人や社会とのつながり、やりがいや達成感などをもつことができる。

そして、それは、大きくは、次の二つに分けられる。一つは、「働くこと」（労働）を通して給与（賃金）を得ることである。それは有給労働（ペイドワーク）と言われるもので自営・被用者を問わずに「働くこと」（労働）の対価として報酬（賃金）が支払われている労働を指して使用している。もう一つは、無給労働（アンペイドワーク）といわれる賃金にも留意する必要がある。それは、次の二つに分けられる。一つは、家事・育児・介護といった家庭内で営まれる労働であり、二つには、ボランティア活動やNPO等の社会貢献やサークル活動等に参加する社会参加や心身の機能回復を図る日常生活の回復・維持・向上を図っていく諸活動がある。このように、大きくは前者の労働市場を経由し労働に参加するもの（ペイドワーク）と、労働市場を経由せずに労働に参加するもの（アンペイドワーク）に分かれる。

これらの労働を生活保護における生活再建（自立支援）に引きつけて考えるならば、生命・生活を支える日常生活に関わる労働、社会生活に関わる労働、経済生活に関わる労働といってよいであろう。有給労働（ペイドワーク）に繋がる労働としてとらえるならば経済的自立、無給労働（アンペイドワーク）のうち身体を支える労働であるならば日常生活自立、社会参加に繋がる自立でならば社会生活自立の範疇でとらえることができる。

○「働くこと」（労働）と労働環境

要保護者は多くの生活課題を抱えており、労働市場で働くことがなかなか難しい状況にある。それは、労働市場において、雇用者側にとって、よりよい労働力となる人たちを選別し雇用する傾向があるある。中高年者よりも若者を、熟練度が低いひとよりも高い人を、定時の勤務時間帯よりもどの時間帯でも働いてくれる人を、心身に障がいがある人よりも健常者を、病者よりも健康な人を、といった具合にである。そのため、年齢、労働の熟練度、時間の融通性、性差、障がいの有無、心身の状況等によっては労働市場から遠ざけられ有給労働（ペイドワーク）への参加を困難にしている。生活保護を受給する人の一定数はこれらの人たちによって占められている。これら課題のある人は、生活保護をはじめ各社会福祉領域や関連専門職・関係機関施設の連携・協働においてさまざまな援助・支援を行うことにより、就労への道筋をつけることが可能である。生活場面を通して生活課題の緩和・解決を図ることにより労働場面の障壁（バリアー）を乗り越えることができる。また労働場面において、労働場面の障壁（バリアー）をできるだけ低くさらには除去し、これら生活課題を抱えた人たちが労働場面において能力を発揮できるよう労働環境の整備に努

めていく必要がある。

○就労の三条件

有給労働（ペイドワーク）としての「働くこと」（労働）を行うには、次の 3 つの条件を備わることが必要である。

一つは、働きたいという気持ちを持っていること。これは一般的に就労意欲や労働の意思といわれるものである。しかしながら、働く気持ちは､すべての人にはじめから備わっているわけではない。働くことが自分の生活や将来にどのように関わってくるのか、社会とどのように関わっているのか、やりがいや達成感などが持てるのかを理解しなければならない。また､持っていたとしても、心身の状態や家庭状況、就労経験の有無等から就労への戸惑いや不安、ためらい、自信のなさ等を持つ人がいる。そこで、どのように意欲を形成・助長していくのか、その働きかけが必要となってくる。

二つには、働く力（稼働能力）を持っていること。働くに当たってはそれに見合った能力が必要となる。多様な労働形態・職種があり、そこではさまざまな稼働能力が要求される。軽労働から重労働、軽易な労働から高度な知識・技術が要求される難易な労働がある。それは、年齢、性別、健康状態、資格の有無、これまので職歴等から総合的に判断される。そして、現有の稼働能力を活用する場合と職業訓練や教育による能力開発を行うことに就労に結びつく。

三つには、働く場があるということ。働く意欲や働く力を持っていても、働く場所がなければ働くことができない。働くことは、働く場所があることによって実現される。それぞれの要望や能力に見合った場を見つけることが重要である。そこで､就労の場がどの程度確保されているのか、また就労の場が十分でない場合、雇用の場の創出に向けて働きかけていかなければならない。

これら三つの条件が揃い、はじめて「働くこと」（労働）が可能となる。

**[図 2-1]　就労成立の三条件**

| 意思 | 能力 | 場 |
|---|---|---|
| 稼働意思<br><br>a 就労意欲形成<br>b 就労意欲助長 | 稼働能力<br><br>a 能力開発(技能訓練・教育)<br>b 能力活用 | 稼働場所<br><br>a 就労場所の創出<br>b 就労場所の確保 |

(岡部卓　作成)

○就労意移行への三段階

就労に当たったは、次の三段階を考える必要がある。「働きたくない」（労働忌避）→[働けない]　→「働く」である。

「働きたくない」は、「働くこと」が個人にとって､社会にとってどのような意味を持っているのか本人が合意していない、また働くことへ準備を行うまでの日常生活ならびに社会生活上の生活訓練・支援が必要な段階である。このことは、理解、心身状態や社会的関

わりが十分でない状態といってよいと考える。

「働けない」は、ある程度就労意欲があるが、就労するための能力や場が十分でない状態でない、そのための支援を行う段階であると考える。

最後に「働く」段階である。就職、職場への定着、仕事への意欲・能力の向上を図ると共に個人が働きやすいよう環境の整備に努めることがある。

**[図 2-2]　就労移行への三段階**

| 働く | ← | 働けない | ← | 働きたくない |
|---|---|---|---|---|
| 意欲助長<br>能力の活用<br>環境の整備 | | 意欲形成・助長<br>能力の開発・活用<br>雇用の開拓・創出 | | 意欲形成<br>能力についての理解<br>環境への理解 |
| ⇓ | | ⇓ | | ⇓ |
| 就職・定着・向上 | | 就職準備<br>意欲・能力・場 | | 「働くこと」への理解 |

(岡部卓　作成)

○多様な働き方

有給労働（ペイドワーク）へつながり就労支援だけでなく、無給労働（アンペイドワーク）につながる社会生活支援、日常生活支援がある。これは、個々人にどのような支援が望ましいか、個人の状態・必要（ニーズ）と資源配置によって決まってくる。

図 2-3 は、労働市場を労働市場、準労働市場、非労働市場に分け、そこでのそれぞれの支援について記している。図 2-3 の下段の、日常生活支援→社会生活支援→就職前支援→就職支援→定着支援→向上支援という流れは、就労支援を通して経済的自立を目指すことを前提としている。社会生活自立に向けた支援、日常生活自立に向けた支援においても、それぞれのプロセスがあり、必ずしも経済的自立に向けた就労支援とは同じではないことに留意する必要がある。

○福祉から雇用へ

「福祉から雇用へ」の方向は、「働くこと」（労働）を通して、生命、生活、社会的つながり、やりがいをもつことになる。そして、有給労働（ペイドワーク）においては、次の二つの方向で考えることができる。一つは、現存の能力（稼働能力）を活用し、有給労働（ペイドワーク）へ結びつけていくこと。二つには、能力開発（技能訓練や教育）を行い、有給労働（ペイドワーク）へ結びつける方向。これは、経済的自立に向けた「就労支援」がその役割が果たす。

わが国においては、生活困窮（貧困）状態にある人・世帯に「働くこと」（労働）を条件に給付を行う（働かなければ給付しない）方法をとっていない。生活困窮（貧困）状態にある人・世帯に給付を行い、併せて稼働能力を有する人に対し能力活用や能力開発を行う方法をとっている。稼働能力を有する人にとって柔軟で将来を見通せる対応・方法とい

ってよいと考える。そのため、そこでは、援助・支援する者が、より相談者・利用者に寄り添い、就労支援を通して経済的自立を目指す援助・支援が求められている。

[図 2-3]　多様な働き方

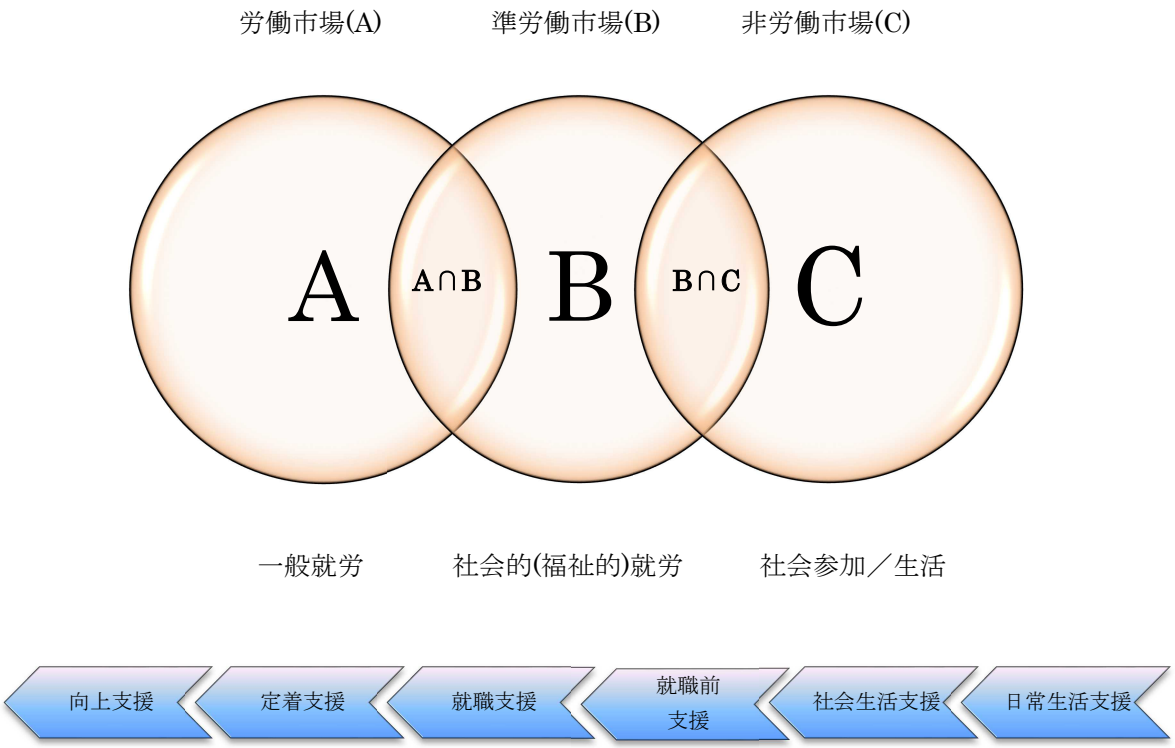


(岡部卓　作成)

## ３　将来的な生業扶助の在り方に関する提言

○多様な働き方を視野に入れること
　―正規/非正規、フルタイム/パートタイム　一般就労/中間的就労/社会参加

○エイジレス（年齢を超えた）労働を視野に入れること
　―高齢者雇用の促進

○能力活用だけでなく能力開発（技術訓練･教育）を視野に入れること
　―労働の質を高め労働市場への参入を促すこと
　　若者･子どもへの訓練･教育の拡大

＜参考資料３＞　生業扶助に関する見取り図

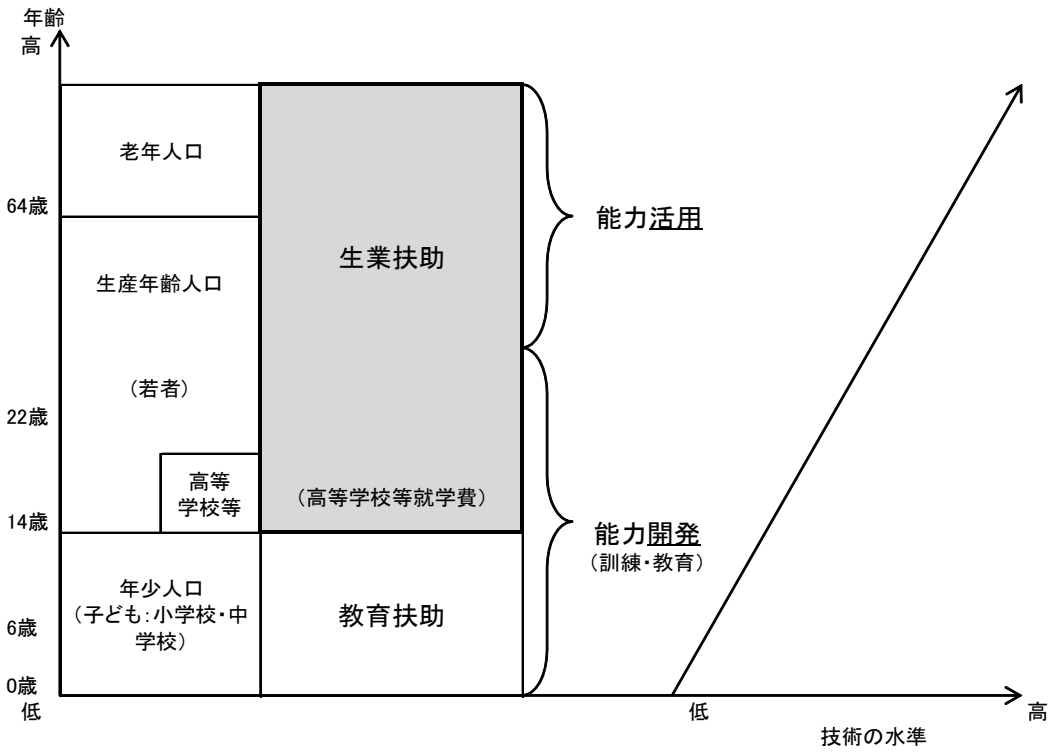


（岡部卓　作成）


**<参考文献>**

・木村忠二郎（1950）「生活保護法の解説」時事通信社.
・小山進次郎（1950）「生活保護法の解釈と運用」中央社会福祉協議会.

| 第15回社会保障審議会生活保護基準部会 | |
|---|---|
| 平成25年11月22日 | 資　料　4 |

# 住宅扶助について

平成25年11月22日

厚生労働省社会・援護局保護課

# 住宅扶助について

## ○ 住宅扶助の概要

住宅扶助は、困窮のために最低限度の生活を維持することのできない者に対して、家賃、間代、地代等や、補修費等住宅維持費を給付するもの。

（1）基準額

| 区分<br>級地別 | 家賃、間代、地代等の額<br>（月額） | 補修費等住宅維持費の額<br>（年額） |
|---|---|---|
| 1級地及び2級地 | 13,000円以内 | 117,000円以内 |
| 3級地 | 8,000円以内 | |

（2）特別基準額

家賃、間代、地代等については、当該費用が上記の額を超えるときは、都道府県、指定都市、中核市ごとに、厚生労働大臣が別に定める額（限度額）の範囲内の額とする。

ただし、限度額によりがたい家賃、間代、地代等であって、世帯員数、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、限度額に1．3を乗じて得た額（7人以上の世帯については、この額にさらに1．2を乗じて得た額）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして、必要な額を認定することができる。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 複数人世帯等の特別基準 | ＝ | 限度額 | × | 1．3 |
| 7人以上世帯の特別基準 | ＝ | 限度額 | × | 1．3 × 1．2 |

○ 特別基準額の見直しについて

家賃物価の動向や被保護世帯の支払家賃の実態等を勘案して改定。

（3）その他

〇敷金・礼金等

被保護者が、病院・施設から退院・退所するに際して帰住する住居がない場合や、退職等により社宅から転居する場合など、転居に際して敷金や礼金、火災保険料等を必要とする場合は、上記（2）に定める額の3倍の範囲内で認定することができる。

〇契約更新料等

被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料や更新手数料、火災保険料等を必要とする場合は、上記（2）に定める額の範囲内で必要な額を認定することができる。

（4）住宅維持費

被保護者が、現に居住する家屋の畳、建具、水道設備、配電設備等の従属物の修理又は現に居住する家屋の補修等をする場合に給付する。

（ 参 考 ）

〇住宅の状況別被保護世帯数　　（単位：世帯数）

| | 総世帯 | 借家・借間以外世帯 | 借家・借間世帯 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 公営住宅世帯 | | | | その他の世帯 | | | |
| | | | | | 1人世帯 | 2～6人世帯 | 7人以上世帯 | | 1人世帯 | 2～6人世帯 | 7人以上世帯 |
| 総数 | 1,469,290 | 227,069 | 1,242,221 | 248,435 | 155,762 | 91,989 | 684 | 993,786 | 765,834 | 226,486 | 1,466 |
| 構成割合 | 100.0% | 15.5% | 84.5% | 16.9% | 10.6% | 6.3% | 0.0% | 67.6% | 52.1% | 15.4% | 0.1% |

出典：被保護者全国一斉調査（基礎調査）（平成23年7月現在）

※「公営住宅等」とは、公営住宅のほかに、公的機関が住宅に困窮する低所得者向けに低廉な家賃で住宅を供給するもの

（例：地方公共団体が低所得者向けに一般の民間アパート等を借り上げて貸与する住宅、改良住宅、雇用促進事業団及び雇用・能力開発機構が設置した身体障害者向け住宅）

# 住宅扶助特別基準額（平成25年度）

| | | １、２級地 | | | ３級地 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 限度額（単身世帯） | 1.3倍額（2～6人世帯） | 1.3×1.2倍額（7人以上世帯） | 限度額（単身世帯） | 1.3倍額（2～6人世帯） | 1.3×1.2倍額（7人以上世帯） |
| 1 | 北海道 | 29,000 | 37,000 | 45,000 | 24,000 | 31,000 | 38,000 |
| 2 | 青森県 | － | － | － | 23,100 | 31,000 | 37,000 |
| 3 | 岩手県 | － | － | － | 25,000 | 33,000 | 39,000 |
| 4 | 宮城県 | 35,000 | 45,100 | 55,000 | 28,000 | 37,000 | 45,000 |
| 5 | 秋田県 | － | － | － | 28,000 | 37,000 | 45,000 |
| 6 | 山形県 | 31,000 | 40,000 | 48,000 | 28,000 | 37,000 | 45,000 |
| 7 | 福島県 | 31,000 | 41,000 | 49,000 | 29,000 | 38,000 | 45,000 |
| 8 | 茨城県 | 35,400 | 46,000 | 55,000 | 35,400 | 46,000 | 55,200 |
| 9 | 栃木県 | 32,000 | 41,800 | 50,000 | 32,200 | 41,800 | 50,200 |
| 10 | 群馬県 | 34,200 | 44,500 | 53,400 | 30,700 | 39,900 | 47,900 |
| 11 | 埼玉県 | 47,700 | 62,000 | 74,400 | 41,500 | 53,900 | 64,700 |
| 12 | 千葉県 | 46,000 | 59,800 | 71,800 | 37,200 | 48,400 | 58,100 |
| 13 | 東京都 | 53,700 | 69,800 | 83,800 | 40,900 | 53,200 | 63,800 |
| 14 | 神奈川県 | 46,000 | 59,800 | 71,800 | 43,000 | 56,000 | 67,000 |
| 15 | 新潟県 | 31,800 | 41,000 | 49,700 | 28,000 | 36,400 | 43,700 |
| 16 | 富山県 | 29,000 | 38,000 | 46,000 | 21,300 | 27,700 | 33,200 |
| 17 | 石川県 | 33,100 | 43,000 | 52,000 | 31,000 | 40,100 | 48,100 |
| 18 | 福井県 | 32,000 | 41,000 | 49,000 | 24,600 | 32,000 | 38,400 |
| 19 | 山梨県 | 28,400 | 36,900 | 44,300 | 28,400 | 36,900 | 44,300 |
| 20 | 長野県 | 37,600 | 48,900 | 58,700 | 31,800 | 41,300 | 49,600 |
| 21 | 岐阜県 | 32,200 | 41,800 | 50,200 | 29,000 | 37,700 | 45,200 |
| 22 | 静岡県 | 37,000 | 48,000 | 58,000 | 37,200 | 48,300 | 58,000 |
| 23 | 愛知県 | 37,000 | 48,100 | 58,000 | 36,000 | 46,600 | 56,000 |
| 24 | 三重県 | 35,200 | 45,800 | 55,000 | 33,400 | 43,400 | 52,100 |
| 25 | 滋賀県 | 41,000 | 53,000 | 63,000 | 39,000 | 50,700 | 60,800 |
| 26 | 京都府 | 41,000 | 53,000 | 64,000 | 38,200 | 49,700 | 59,600 |
| 27 | 大阪府 | 42,000 | 55,000 | 66,000 | 30,800 | 40,000 | 48,000 |
| 28 | 兵庫県 | 42,500 | 55,300 | 66,400 | 32,300 | 42,000 | 50,400 |
| 29 | 奈良県 | 40,000 | 52,000 | 63,000 | 35,700 | 46,000 | 55,000 |
| 30 | 和歌山県 | － | － | － | 29,800 | 38,800 | 46,600 |
| 31 | 鳥取県 | 36,000 | 46,000 | 56,000 | 34,000 | 44,000 | 53,000 |
| 32 | 島根県 | 35,000 | 46,000 | 55,000 | 28,200 | 37,000 | 44,000 |
| 33 | 岡山県 | 34,800 | 45,000 | 54,000 | 30,000 | 40,000 | 48,000 |
| 34 | 広島県 | 35,000 | 46,000 | 55,000 | 33,000 | 43,000 | 52,000 |
| 35 | 山口県 | 31,000 | 40,000 | 48,000 | 28,200 | 37,000 | 45,000 |
| 36 | 徳島県 | 29,000 | 38,000 | 45,000 | 28,000 | 36,000 | 43,000 |
| 37 | 香川県 | － | － | － | 33,000 | 43,000 | 52,000 |
| 38 | 愛媛県 | － | － | － | 27,000 | 35,000 | 42,000 |
| 39 | 高知県 | － | － | － | 26,000 | 34,000 | 41,000 |
| 40 | 福岡県 | 32,000 | 41,100 | 49,300 | 26,500 | 34,400 | 41,300 |
| 41 | 佐賀県 | 30,300 | 39,400 | 47,300 | 28,200 | 37,000 | 44,000 |
| 42 | 長崎県 | 29,000 | 37,600 | 45,000 | 28,000 | 36,400 | 44,000 |
| 43 | 熊本県 | 30,200 | 39,200 | 47,000 | 26,200 | 34,100 | 41,000 |
| 44 | 大分県 | 27,500 | 35,700 | 42,800 | 26,600 | 34,600 | 42,000 |
| 45 | 宮崎県 | － | － | － | 23,000 | 29,700 | 36,000 |
| 46 | 鹿児島県 | － | － | － | 24,200 | 31,500 | 38,000 |
| 47 | 沖縄県 | 32,000 | 41,800 | 50,000 | 32,000 | 41,000 | 49,000 |

| | | １、２級地 | | | ３級地 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 限度額（単身世帯） | 1.3倍額（2～6人世帯） | 1.3×1.2倍額（7人以上世帯） | 限度額（単身世帯） | 1.3倍額（2～6人世帯） | 1.3×1.2倍額（7人以上世帯） |
| 48 | 札幌市 | 36,000 | 46,000 | 56,000 | － | － | － |
| 49 | 仙台市 | 37,000 | 48,000 | 58,000 | － | － | － |
| 50 | さいたま市 | 47,700 | 62,000 | 74,400 | － | － | － |
| 51 | 千葉市 | 45,000 | 59,000 | 71,000 | － | － | － |
| 52 | 横浜市 | 53,700 | 69,800 | 83,800 | － | － | － |
| 53 | 川崎市 | 53,700 | 69,800 | 83,800 | － | － | － |
| 54 | 相模原市 | 46,000 | 59,800 | 71,800 | － | － | － |
| 55 | 新潟市 | 35,500 | 46,200 | 55,400 | － | － | － |
| 56 | 静岡市 | 39,000 | 51,000 | 61,000 | － | － | － |
| 57 | 浜松市 | 37,700 | 49,000 | 59,000 | － | － | － |
| 58 | 名古屋市 | 35,800 | 46,600 | 56,000 | － | － | － |
| 59 | 京都市 | 42,500 | 55,000 | 66,000 | － | － | － |
| 60 | 大阪市 | 42,000 | 54,000 | 64,000 | － | － | － |
| 61 | 堺市 | 40,000 | 52,000 | 62,000 | － | － | － |
| 62 | 神戸市 | 42,500 | 55,300 | 66,400 | － | － | － |
| 63 | 岡山市 | 37,000 | 48,000 | 58,000 | － | － | － |
| 64 | 広島市 | 42,000 | 55,000 | 66,000 | － | － | － |
| 65 | 北九州市 | 31,500 | 40,900 | 49,000 | － | － | － |
| 66 | 福岡市 | 37,000 | 48,000 | 58,000 | － | － | － |
| 67 | 熊本市 | 31,100 | 40,400 | 49,000 | － | － | － |
| 68 | 旭川市 | 28,000 | 36,000 | 44,000 | － | － | － |
| 69 | 函館市 | 29,000 | 37,000 | 45,000 | － | － | － |
| 70 | 青森市 | 31,000 | 40,300 | 48,000 | － | － | － |
| 71 | 盛岡市 | 31,000 | 40,000 | 48,000 | － | － | － |
| 72 | 秋田市 | 31,000 | 40,000 | 48,000 | － | － | － |
| 73 | 郡山市 | － | － | － | 30,000 | 39,000 | 47,000 |
| 74 | いわき市 | － | － | － | 30,000 | 40,000 | 48,000 |
| 75 | 宇都宮市 | 38,100 | 49,500 | 59,400 | － | － | － |
| 76 | 前橋市 | 34,200 | 44,500 | 53,400 | － | － | － |
| 77 | 高崎市 | 34,200 | 44,500 | 53,400 | － | － | － |
| 78 | 川越市 | 47,000 | 61,000 | 73,000 | － | － | － |
| 79 | 船橋市 | 46,000 | 59,800 | 71,000 | － | － | － |
| 80 | 柏市 | 45,000 | 59,000 | 71,000 | － | － | － |
| 81 | 横須賀市 | 46,000 | 59,800 | 71,800 | － | － | － |
| 82 | 富山市 | 30,000 | 39,000 | 47,000 | － | － | － |
| 83 | 金沢市 | 34,000 | 44,000 | 53,000 | － | － | － |
| 84 | 長野市 | 37,600 | 48,900 | 58,700 | － | － | － |
| 85 | 岐阜市 | 32,000 | 41,600 | 50,000 | － | － | － |
| 86 | 豊橋市 | 38,000 | 49,000 | 59,000 | － | － | － |
| 87 | 豊田市 | 37,400 | 48,600 | 58,300 | － | － | － |
| 88 | 岡崎市 | 37,000 | 48,000 | 57,000 | － | － | － |
| 89 | 大津市 | 41,000 | 53,000 | 63,000 | － | － | － |
| 90 | 高槻市 | 42,000 | 54,000 | 65,000 | － | － | － |
| 91 | 東大阪市 | 42,000 | 55,000 | 66,000 | － | － | － |
| 92 | 豊中市 | 42,000 | 55,000 | 66,000 | － | － | － |
| 93 | 姫路市 | 40,000 | 51,000 | 62,000 | － | － | － |
| 94 | 西宮市 | 42,500 | 55,300 | 66,400 | － | － | － |
| 95 | 尼崎市 | 42,500 | 55,300 | 66,400 | － | － | － |
| 96 | 奈良市 | 42,500 | 55,300 | 66,400 | － | － | － |
| 97 | 和歌山市 | 35,000 | 45,000 | 54,000 | － | － | － |
| 98 | 倉敷市 | 35,000 | 46,000 | 55,000 | － | － | － |
| 99 | 福山市 | 35,100 | 46,000 | 55,000 | － | － | － |
| 100 | 下関市 | 31,000 | 40,000 | 48,000 | － | － | － |
| 101 | 高松市 | 41,000 | 53,000 | 64,000 | － | － | － |
| 102 | 松山市 | 32,000 | 42,000 | 50,000 | － | － | － |
| 103 | 高知市 | 32,000 | 42,000 | 50,000 | － | － | － |
| 104 | 久留米市 | 32,000 | 41,100 | 49,300 | － | － | － |
| 105 | 長崎市 | 30,000 | 39,000 | 47,000 | － | － | － |
| 106 | 大分市 | 31,000 | 40,000 | 48,000 | － | － | － |
| 107 | 宮崎市 | 29,500 | 38,300 | 46,000 | － | － | － |
| 108 | 鹿児島市 | 31,600 | 41,100 | 49,300 | － | － | － |

# 住　宅　扶　助　に 関 す る 意　見

## 平成２５年度予算執行調査結果（財務省平成25年7月26日）

厚生労働省においては（中略）住宅扶助のあり方について、社会保障審議会生活保護基準部会等の場において検討を開始する必要がある。

また、その際には、被保護者等を劣悪な施設に集めて住まわせ、その意に反して利用料を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」に対する規制の要否・あり方についても検討が求められる。

## 平成25年度予算編成に向けた考え方（財政制度等審議会平成25年1月21日）

④ **住宅扶助**

イ） 住宅扶助のあり方

住宅扶助基準について、一般低所得者の家賃実態との均衡を図り、（中略）の引き下げを視野に入れた専門的・技術的検証を実施すべきである。（以下略）

ロ）住宅扶助基準の改定方式

住宅扶助基準の改定方式としては、（中略）、近年は、家賃水準の下落傾向にもかかわらず、住宅扶助基準が据え置かれている。一般低所得者の家賃実態との均衡を継続的に図る観点から、住宅扶助基準と家賃CPIとの連動性を高めるべきである。（以下略）

# 《参考》住宅の家賃等に関する統計調査

**平成20年住宅・土地統計調査（総務省）**

**《概要》**

「住宅・土地統計調査は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。」（総務省HPより抜粋）

**《調査頻度》**

５年に1度調査。（公表されている最新のデータは平成20年調査であり、現在次の平成25年調査が実施されている。）

**《調査対象》**

約350万住戸・世帯。

**《調査時点》**

平成20年10月1日現在。

**《主な調査内容》**

① **住宅等** （室数及び広さ、所有関係、敷地面積）
② **住宅** （構造、階数、建て方、種類、家賃又は間代、建築時期、床面積、建築面積、設備）
③ **世帯** （世帯主又は世帯代表者の氏名、種類、構成、年間収入）
④ **家計を主に支える世帯員・世帯主** （従業上の地位、通勤時間、入居時期、前住居、別世帯の子）
⑤ **住環境**
⑥ **現住居以外の住宅・土地** （所有関係、所在地、面積、利用）

# 生活保護の動向（速報）

社会・援護局保護課

【 平成２５年８月分 】

○ 被保護実人員は2,159,877人、被保護世帯は1,590,249世帯、保護率は1.70%（人口百人当たり1.70人）となった。
対前年同月伸び率をみると、被保護実人員は1.4%、被保護世帯は2.3%となっている。
なお、被保護実人員は前月より931人増加となった。

○ 保護開始人員は26,213人、保護開始世帯数は19,617世帯、申請件数は19,951件となっている。
対前年同月伸び率をみると、保護開始人員は-13.1%、保護開始世帯数は-12.2%、申請件数は-12.9%となっている。

○ 保護廃止人員は22,851人、保護廃止世帯数は17,772世帯となっている。
対前年同月伸び率をみると、保護廃止人員は-2.0%、保護廃止世帯数は-2.2%となっている。

括弧内は対前年同月伸び率

| | ２５年８月 | ２５年７月 | ２５年６月 |
|---|---|---|---|

１．被保護実人員（保護停止中を含む。）　（人）

| | ２５年８月 | | ２５年７月 | | ２５年６月 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 2,159,877 | ( 1.4% ) | 2,158,946 | ( 1.6% ) | 2,153,122 | ( 1.8% ) |
| 対前月増加数 | 931 | | 5,824 | | -694 | |
| 保護開始人員 | 26,213 | ( -13.1% ) | 29,166 | ( -11.3% ) | 26,093 | ( -17.2% ) |
| 保護廃止人員 | 22,851 | ( -2.0% ) | 22,701 | ( 4.2% ) | 21,318 | ( -1.2% ) |
| 保護変更（人員増） | 2,478 | ( -1.7% ) | 2,592 | ( 0.0% ) | 2,515 | ( -3.5% ) |
| 保護変更（人員減） | 4,814 | ( 1.2% ) | 4,994 | ( 7.8% ) | 4,671 | ( -1.5% ) |
| 保護率（人口百人当） | 1.70% | | 1.70% | | 1.69% | |

２．被保護世帯数（保護停止中を含む。）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | 1,590,249 | ( 2.3% ) | 1,588,521 | ( 2.5% ) | 1,583,308 | ( 2.6% ) |
| 対前月増加数 | 1,728 | | 5,213 | | 1,242 | |
| 保護開始世帯 | 19,617 | ( -12.2% ) | 21,691 | ( -9.4% ) | 19,550 | ( -15.4% ) |
| 保護廃止世帯 | 17,772 | ( -2.2% ) | 17,810 | ( 4.1% ) | 16,544 | ( -2.4% ) |

３．世帯類型別世帯数及び割合（保護停止中を含まない。）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総数 | | 1,582,288 | | ( 2.2% ) | 1,580,991 | ( 2.5% ) | 1,575,953 | ( 2.6% ) |
| | | | 構成割合 | | | 構成割合 | | 構成割合 |
| 世帯類型別内訳 | 高齢者世帯 | 716,043 | 45.3% | ( 6.3% ) | 715,072 | 45.2% | 712,198 | 45.2% |
| | 母子世帯 | 111,456 | 7.0% | ( -2.3% ) | 111,448 | 7.0% | 111,100 | 7.0% |
| | 傷病者・障害者世帯計 | 465,458 | 29.4% | ( -2.1% ) | 465,215 | 29.4% | 464,851 | 29.5% |
| | 障害者世帯 | 181,694 | 11.5% | ( 2.8% ) | 181,006 | 11.4% | 180,219 | 11.4% |
| | 傷病者世帯 | 283,764 | 17.9% | ( -5.0% ) | 284,209 | 18.0% | 284,632 | 18.1% |
| | その他の世帯 | 289,331 | 18.3% | ( 1.5% ) | 289,256 | 18.3% | 287,804 | 18.3% |
| | 単身者世帯 | 190,456 | 12.0% | ( 1.1% ) | 190,113 | 12.0% | 188,800 | 12.0% |
| | ２人以上の世帯 | 98,875 | 6.2% | ( 2.4% ) | 99,143 | 6.3% | 99,004 | 6.3% |

４．保護の申請

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 申請件数 | 19,951 | ( -12.9% ) | 24,133 | ( -7.4% ) | 21,069 | ( -16.0% ) |
| 対前月増加数 | -4,182 | | 3,064 | | -2,880 | |

（参考）　当月の被保護実人員 ≒ 前月の被保護実人員 － 前月の（ 保護廃止人員 ＋ 保護変更（人員減））＋ 当月の（ 保護開始人員 ＋ 保護変更（人員増））
対前月増加数 ≒ 〔 当月保護開始人員 ＋ 当月変更（人員増）〕－ 〔 前月保護廃止人員 ＋ 前月保護変更（人員減）〕
当月の被保護世帯数 ≒ 前月の被保護世帯数 － 前月の保護廃止世帯数 ＋ 当月の保護開始世帯数

（注）被保護実人員は当月中に１日（回）でも生活保護を受けた人員であり、当月中の保護廃止人員と保護変更により減員となった人員も含まれる。
被保護世帯数は当月中に１日（回）でも生活保護を受けた世帯数であり、当月中の保護廃止世帯数も含まれる。

※速報値のため、数値は変動することがある。

# 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移

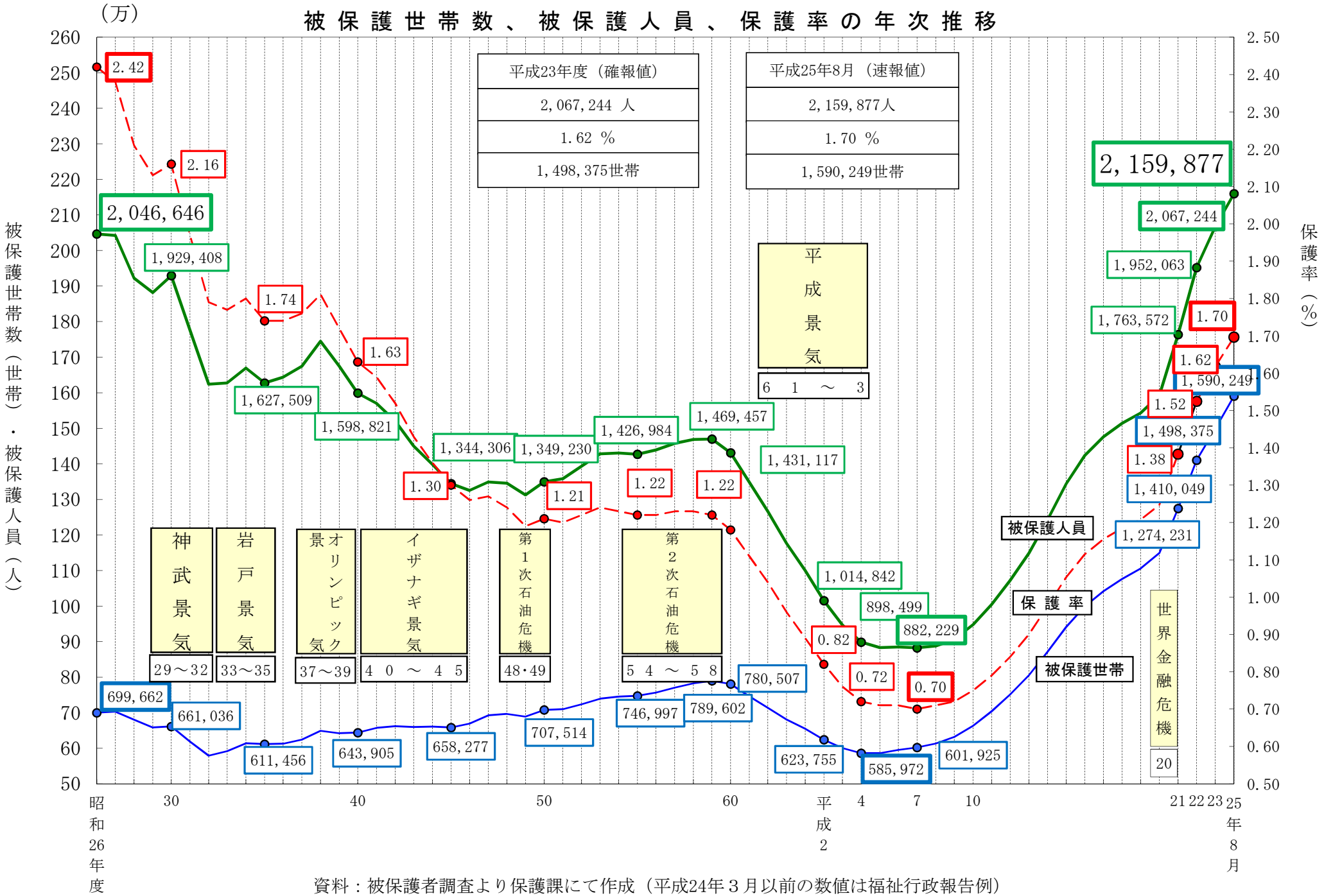


資料：被保護者調査より保護課にて作成（平成24年３月以前の数値は福祉行政報告例）